

## 平成29年7月19日 第15回議会改革推進特別委員会会議録

1 招集の日時 平成29年7月19日（水）午前10時

1 招集の場所 あすもあ遠野3階会議室2

### 1 協議事項

- (1) 遠野市議会議員間討議実施要綱の案及び議員間討議マニュアルの確認
- (2) 遠野市議会政治倫理規程の案の確認
- (3) 遠野市議会基本条例の改正案の確認
- (4) 傍聴規則の改正と定例会規則の見直しの必要性
- (5) 議会改革度調査結果の分析
- (6) 早稲田大学マニフェスト研究所の研修事業

1 開会日時 平成29年7月19日（水）午前10時2分

### 1 出席委員

委員長	荒川栄悦君	副委員長	浅沼幸雄君
委員	小林立栄君	委員	菊池美也君
委員	萩野幸弘君	委員	菊池由紀夫君
委員	佐々木大三郎君	委員	細川幸男君（遅参）

### 1 欠席委員

なし

### 1 事務局職員出席者

事務局長 村上猛君 次長 佐藤邦昭君

午前10時2分開会

○副委員長（開会）

○委員長 本日は午後に道ネットワークシンポジウムが有るので午前中のみ。よろしく申し上げます。協議内容の説明を。

○次長 本日の資料は次第の資料、議会改革度調査の遠野市議会の回答内容、調査の検証結果、議会改革行動計画。前回委員会から相当時間も経過し、計画の現時点の進捗状況、修正すべき点の確認をしていただきたい。①ICTは、計画通りには行っていない。当局との協議で停止している。今後の方向性の確認を。②会期は12月定例会から見直される。③市民との懇談会はワークショップ方式が実施でき、今後の常任委員会活動による。④条例等の改正は本日協議いただく。⑤常任委員会の活動強化は、懇談会の結果を受けてテーマが定まっているので、それを受けて活動していただく。12月定例会から常任委員会の調査活動も始まる。⑥議会図書室は新庁舎への引っ越し後に取り組む。⑦議員定数、報酬は、議長、議運委員長から必ずと求められている課題。

計画上は9月以降の着手で、準備にあたっていく。ご意見をいただく。

○**委員長** ①は当局が積極的でない。改革の委員会では進めるとの意向、議員全員では進める方向でまとまっていると思う。ただ具体的に当局に予算がないことから停滞しているので、どういうふうに行くか、この委員会か、議長に一任するのか。私はタブレットを議員の負担で購入して、使っているところを見せたい。皆さんはいかがか。

○**副委員長** 実際にタブレットを使っている議会を傍聴したい。このままだと膠着状態で、具体的な裏付けを持った方が、当局と話す時にいいのでは。実物を見ると各自が実感を持てる。

○**委員長** 6月定例会の市長答弁は、議会次第という言い方。他の答弁では先送りしたい様子。一貫していない。当局は決まった考え、積極的な姿勢は無い。県内の議会のやっている所の視察をするのも良い。その後の進め方をどうするか。

○**副委員長** 膠着しているものを動かすための手段として、視察をしてみて良いものであれば早めて取り組むことを申し入れる。当局の描く5年後というのは、既に2年を経過している。残る3年の以内に前倒すことを要望するべき。

○**次長** 事務局としては30年度当初予算に要求をする。その為の見通しが欲しい。

○**萩野委員** 進める方向性のコンセンサスはあって、どの業者かという統一はされていない。予算要求の為にはシステムを選定して、具体的見積りを取って要求するべき。当局分は除いて、議員分のタブレットを用意する要求。当局にはタブレットで見るデータの提供を求める。紙資料の不要なものを明らかにする。これらの仕分けが必要。議会の傍聴は賛成。予算要求までが目標。

○**由紀夫委員** 予算面では、当局との協議で膠着したのだから、予算をクリアする必要。当局は5年後にこだわり、議会はすぐにでもと思うのであれば、各議員が自前で購入してでも導入を進めるべき。その覚悟を確認して、改革の意気込みも示していくべき。

○**小林委員** 萩野委員の意見に追加して、議会側の運用上でのICTの活用を追求すべき。定数、報酬にも関連して、議会として身を切る検討と連動させつつ、予算の確保を求めているかどうか。

○**佐々木委員** 議員全員が導入には賛同していても、実際に導入して、どういう運用になるかの考え方は違う。よって具体的な使われ方の確認と、それを使いこなす覚悟、相当の研修期間を要する。かなりの苦痛を伴うので、途中で難しくなる人も出る。使うことの議員のメリット、当局のメリットを示しつつ、いつまでに導入するかの明示を求めていくべき。

○**副委員長** 当局の持つ計画の3年後の導入でもいいと思う。急ぐよりも、議会改革の本質を追求するべきでは。タブレットの導入はツールであって、議員の資質の向上、議論の深化には直接結びつかない。当局と対立してまで急ぐべきではない。議員自らが購入して持つことには反対。

○**由紀夫委員** あえて言ったのだが、現実にタブレットを使いこなせない人もいると思う。当局を押し切るためには、個人の負担も避けられない。

○**委員長** 大事なのは改革を推進する事であり、タブレットが始まりではあったが、改革の重点をどこに置くのか。

○**萩野委員** 議論が後退しているように思う。議場の中だけで使うものではなく、議場外での活用も視野に入れている。膨大な紙資料の苦労を無くし、議会報告に具体性を持たせ、タブレットの導入は議会を大きく変える。導入には相当の覚悟は必要だし、その点はもう理解されている。このままでは改革は進まないという決意で、予算要求も議会の意思を示すもの。当局も5年後と言って、実際には進めていない。

○**副委員長** ここでトーンダウンは出来ないので、要求すべきは要求していこう。使い方も具体

- 的にしていくべき。自身としては、しゃにむに勝ち取るということではないが、続けていくべき。
- 萩野委員 膨大な紙資料に苦勞している。ぜひとも欲しいし、とにかく導入してO J Tで進めるしかない。再度モチベーションを高めるべき。
  - 委員長 議会改革はI C Tの導入から始めたものなので、これを突破しなければ次に行けない。
  - 佐々木委員 導入するべきという結論はあるものの、導入してどのように使われるのかを全員が確認し、それに向けて努力することが必要。議員の意向を当局に早期導入を求めていく。
  - 委員長 システムのできる機能はすべて盛り込み、それをどう使いこなすかは議員ごとの判断。
  - 次長 全議員で統一して使う機能を定め、それは全員が使いこなせるようにならなければならない。よって線引きは必要。
  - 萩野委員 当局は5年の期間をもっているので、検討をする場に当局の担当者にも合同であることを申し入れては。
  - 副委員長 それを当局が受けるかどうかだが、それは前向きな提案になる。
  - 局長 報告書の内容は、5年をめどに検討で、5年後に導入するとは書かれていない。
  - 委員長 当局はスタート地点にもついていないのは現実。
  - 副委員長 検討としか書かれていなくても、議会として導入に向けた意向を示しているのだから、当局が導入時期は示していないと言っては話にならない。
  - 委員長 当局の示す方向に従っていくのでは、この間の議論が無駄になる。
  - 萩野委員 当局の答弁は消極的だが、無視はしていないので、当局と背反しては、最終的には当局にも導入されないと意味の無いものだと思う。当局と一緒に検討すべき。その上で導入を早めていければいい。
  - 副委員長 議会の意思を示すために予算要求をすることが一つ。当局と一緒に検討することも手段。一つではなく、合同で検討することに乗って来なければ、議会として機種を選定して予算要求してと、何段階かの構えで臨むべき。
  - 委員長 色々な方法論、手段を尽くすということも理解する。まず他議会の視察をしてみよう。今後はそのような行動をしていくことで進めよう。
  - 萩野委員 まず北上市議会を視察しましょう。
  - 美也委員 北上はこれから導入する段階。むしろ八戸はどうだろう。1年以上経過している。
  - 副委員長 視察先は事務局に一任しましょう。当局にも声をかける。
  - 萩野委員 できるならば、使っている議員の生の声も聞きたい。
  - 副委員長 直接議員に声を聞くのはどうかと思う。事務局から経過を聞くことで良いのでは。
  - 委員長 協議内容に入ります。
  - 次長 (1) から(4)は9月定例会に向けて導入が求められる例規の改正。(5)、(6)は改革に向けた検証と研修で次回に。その他の事項は議員と職員のワークショップで最後に。
  - 副委員長 例規等の改正の流れは。
  - 次長 改正案について議運で確認していただき、法規審査の手を経て、条例は定例会で上程、他の規則等は議会事務局で制定の手続き。
  - 副委員長 9月定例会に間に合わせるためのリミットは。
  - 次長 8月中旬に議会運営委員会で改正内容を確認いただき、8月29日の全員協議会に事前説明する。必要な規則等は9月1日付で改正する。
  - 委員長 (1)の説明を。

- 次長 議員間討議を実施する上での進め方の統一を図るための要綱。主旨の解説とマニュアルを作成した。
- 委員長 皆さんからのご意見を。
- 佐々木委員 この要綱は、本会議や委員会で議員から動議が出された場面での要綱か。定例会の前段での全協で行う場合のものか。
- 次長 本会議、委員会、全協など、議員間討議を必要とするすべての場面を想定している。
- 萩野委員 第2条に公開をする、とあるが、傍聴は可能で、テレビ中継はどうなるのか。
- 次長 そこはその場の議長、委員長の判断。議題によってはテレビ放映されることで、議論を妨げないかと思う。
- 副委員長 暫時休憩の場合は放送されていないのか。
- 次長 映像は流れているが、音声を止めている。
- 萩野委員 原則公開ではあるが、個人のプライバシーやテレビ放送にふさわしくない内容の討議は、議長や委員長の判断で暫時休憩することで、その進め方の解釈の統一を。  
第3条で討議の趣旨や目的を明確にするのは、発言者か、議長又は委員長か。進め方を具体化したシナリオを付け加えた方が良い。
- 副委員長 発議と動議の区別も付けながら、諮ることのくだりも会議規則と整合させるように。当局の退席は求めるべきではない。公開にこそ力を入れるべき。当局にも聞かせるべき。
- 次長 ケースによっては直接かかわる部課長等が残る事も前提としている。
- 小林委員 第4条の発言者等の等は除くべきでは。
- 次長 カッコ内を発言者とします。第5条は討議時間及び回数に改めます。
- 副委員長 議員間討議においては市長等からの答弁では無いので、発言者で良い。この運用はいつからを想定しているのか。
- 次長 8月中旬の議会運営委員会にお諮りし、8月29日の全員協議会で説明して了解されれば、9月1日付で要綱を告示し、9月定例会の中で使用できるようにする。
- 美也委員 発言回数を3回に制限する必要はあるのか。
- 副委員長 制限はあった方が良い。進行上の歯止め。議長が認めれば4回以上発言できる。
- 委員長 質疑を尽くして、基本的な理解はされたうえで、議員の本意とするところを表明するのだから、3回では十分だと思う。以上でよろしいか。  
倫理規程について。
- 次長 規程の主旨を、理念を規程することに絞った。市民に対して、してはいけないことも規程した。いつかの時点で市民への周知も図りたい。
- 副委員長 規程を作って議会だよりに乗せるのと、改めて周知しないのと二通りの考え。タイミングもあること。
- 委員長 作った以上は周知していった方が良い。
- 次長 議会のルールや仕組みの解説の記事として、倫理規程を解説してはどうかと思う。
- 委員長 これらは議運に諮るのか。(その通り)
- 小林委員 規程の中で、市民の役割を決めるのはいかがか。
- 次長 規程に強制力はなくて、市民の役割は市民の不利益は生まない、常識的なことの内。
- 小林委員 ならば、市民の活動を制約するものではないことの解説が欲しい。
- 次長 (3)基本条例の見直しで、推進する組織、検証の頻度を定め、改選後の研修を全員で

- という内容で改正する。ゆくゆくは、市民によって議会の活動が検証されることも志向したい。
- 由紀夫委員 市民オンブズマン的なものは必要だ。
  - 萩野委員 第4項で、全議員によるは、全議員に、または全議員に対しではどうか。
  - 美也委員 誰が誰に対して研修するのか。
  - 萩野委員 議会が全議員に。
  - 委員長 議員自身が議会内での研修を行うこと。
  - 美也委員 加える部分は無くていいのではないか。
  - 副委員長 条例制定時点では、全議員が研修することを想定していたが、前回改選時には新人議員のみであったとすれば、その趣旨を全体で共通理解すれば済むこと。第1条でも、議会改革の常設の委員会を設ける事とし、不断に継続する委員会が相応しい。委員会条例にも盛り込む必要があるのでは。委員会が多くて大変だが。
  - 委員長 議員定数を減らして想定されることではあったが。
  - 萩野委員 特別委員会を議会改革推進委員会に改める。
  - 副委員長 4年の任期か、2年ごとに交代ということも考えられる。
  - 次長 そのことを議運に諮って参ります。(4)の傍聴規則の改正は定員の訂正、13条を追加して障がい者差別解消法の主旨で取り組む内容を定める。請願(陳情)取扱要綱にも見直すべき点がある。ご意見を。
  - 萩野委員 点字での提出があった時、対応なり費用面はどうか。
  - 委員長 点字での提出の際にご本人に読み上げていただいて受理するか、費用をかけて翻訳するしかない。
  - 萩野委員 点字の翻訳は難しいのか、費用はどうなのか。
  - 副委員長 他自治体の例も把握するように。
  - 由紀夫委員 制約をするものではないし、多くの場合は点字が翻訳されて提出されるだろうから、心配はないのではないか。
  - 美也委員 手話が必要な場合、手話通訳者をどのように手配するのか。
  - 次長 市内にも手話通訳をしていただける方はいて、その都度に対応をする。
  - 副委員長 傍聴に際して、手話通訳を希望する方からはあらかじめ申し出を受けておいて、対応ができるのではないか。費用は議会費の負担になるのか。(その通り)
  - 委員長 手話通訳の必要な人は、議会を傍聴する際にあらかじめボランティアで通訳してくれる人を頼むものだが、議会に申し込みがあった場合は対応が必要だろう。
  - 美也委員 傍聴で手話通訳を付けられるのであれば、遠野テレビの中継画面にも手話通訳者が必要ではないか。
  - 小林委員 他市町村との連携をして、そういう資格者を確保する働きかけも考えていいのでは。
  - 委員長 あらかじめの申込が無ければできないし、障がい者については事前予約をして傍聴していただくようにすべき。
  - 美也委員 傍聴規則の第3条には名簿への記入があるが、これは代筆でも構わないことによるのか。
  - 副委員長 文言によって、配慮することの内容を付け加えておいた方がよいだろう。
  - 次長 視覚障がい者、肢体不自由などに対応することの想定をして臨みたいと思います。規則にある傍聴証の交付もなされていないので、新議場からは体制を整える。

- 委員長 それらの交付をする際に、名簿への記入に代えることはできるのではないか。
- 次長 それも含めて検討してまいります。次の項目は、3月定例会が2月開催であることから、定例会規則の改正を考えたが、規則の中で議長が特に認めればそれ以外の開会も想定されているので、改正としては今回取り扱いません。
- 早大マニフェスト研究会の主催する研修として、2016年の結果について評価を受けられて、個別テーマについても受講できるもので、これはぜひ検討いただきたい。
- 副委員長 任期も迫っているので、次期の議員の体制の中で受講してはどうなのか。
- 次長 個別テーマとして、議員間討議か、議会報告会か、ICTの中から選んで受講しなければならない。また、旅費は予算残があるが、10万円の参加費は公費での負担が難しい。
- 副委員長 10人が参加して一人1万円を政務活動費で出し合ってもいいのだな。旅費に余裕があればいいのでは。
- 次長 残額はあるが、後は議会運営委員会の視察が予定されている。
- 副委員長 議運の視察をこれに充てて、さらに募って参加してはどうだろう。
- 委員長 最後のその他について。
- 次長 4月6日に行ったファシリテーター研修に多くの若手職員が参加してくれて、佐藤淳准教授からは、是非第2弾をやろうと申し出られていた。ワークショップのテーマをこのようにしてはという提案があつて、議会改革の内容、議会に望むことをテーマに要項を作成してみた。
- 副委員長 職員との懇親会も設定してほしい。
- 小林委員 改革をテーマにしているので、これを進めるのは特別委員会にするのか。市職員の若手に話すいい機会だが、これからは市民に報告して意見を求めていくのもいいのではないか。
- 委員長 議会を主としたテーマで示す一方で、市役所の業務をテーマにしたワークショップもいいのではないか。
- 次長 次回日程を決めていただき、次回はこれらの例規の改正を議運に諮ったのちに、再度委員会で確認をしていただき、今後の計画の進め方を検討いただくことをテーマとしたい。
- 副委員長 8月23日の午前中では。
- 美也委員 合同視察研修についてはどこで決めるのか。
- 次長 次回の議運の際にこの事もお諮りし、参加する事についてのご意見をいただいて、次回の特別委員会で決定してまいりましょう。
- 副委員長 以上で本日の委員会を終わります。

閉会12時27分